

令和4年度 前期選抜入学者募集要項

福島県立安達高等学校

〒964-0904 二本松市郭内2丁目347番地

TEL (0243) 22-0016

FAX (0243) 22-6314

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	前 期 選 抜 募 集 定 員
全日制	普通科	[特色選抜] 募集定員160名の15%程度 [一般選抜] 募集定員160名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

2 志願してほしい生徒像(特色選抜)

県内の高等学校で唯一のユネスコスクールとしての活動に積極的に参加する意思を持ち、自主性と行動力のある次の生徒を求める。

中学校における部活動や地域のスポーツクラブ等において、顕著な実績または高い能力を有し、入学後は志願した部活動を継続できる者。

3 出 願 資 格

本校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特色選抜への出願については、次の(1)または(2)に加えて、2で示した「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

志願者は一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

6 出願期間

令和4年2月3日(木)から2月8日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和4年2月8日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

- ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。

なお、提出期間は令和4年2月15日(火)から2月16日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 特色選抜志願理由書（本校所定のもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）

- ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ③ 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、「3 出願資格」(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。

- ④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式）を添

付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。
郵送の場合には、2月16日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

- (1) 県外からの出願者は、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
本校校長は提出された出願書類を審査し受け付ける。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記7に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 東日本大震災により避難している生徒等の出願については、令和4年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱の定めにより取り扱うものとする。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、令和4年2月9日（水）から2月14日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 同一高等学校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（所定の用式）を添えて、在学（出身）中学校を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによるものとする。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受け付けた後、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（所定の様式）を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、「9 県外等からの出願」の(1)を準用する。

- (2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、「11 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

14 選 抜 方 法

- (1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下、「特色面接」という。）の結果、さらに特色選抜に係る実技（以下、「特色検査」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮し

つつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

特色選抜志願理由書、調査書、特色面接、特色検査、学力検査の内容は以下のとおりである。

特色選抜志願理由書

本校への志願の動機や理由、特別活動について本人が記入する。

調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は50点満点として、合計185点満点とする。

特色面接

個人面接を実施する。面接については、点数化する。

特色検査

実技を実施する。それぞれの分野に必要とされる基本的な力をはかる。実技については、点数化する。

なお、実技の内容は、以下のとおりであるが、志願者数によって内容が変更になる場合がある。

部 活 動		性別		実技の内容	持参物
		男	女		
運 動 部	サ ッ カ ー	○	△	リフティング、パスとコントロール、ミニゲームなど	①全員(剣道を除く) 運動着・体育館シューズ
	野 球	○	△	ソフトボール使用のキャッチボール、バットスイングなど	②野球 グローブ・屋外シューズ
	陸 上 競 技	○	○	30m走、シャトルラン、立ち幅跳び	③ソフトテニス ラケット・インドア用 テニスシューズ
	ソフトテニス	○	○	基本ストローク、サーブレシーブ、ゲームなど	④バドミントン ラケット
	バドミントン	○	○	基本ショット、フットワーク、ゲームなど	⑤剣道 剣道着・袴・防具・竹刀
	カ ヌ ー	○	○	ベンチプレス、ベントオーバーローイングなど	⑥バスケットボール バスケットボールシューズ
	剣 道	○	○	基本技、地稽古など	⑦卓球 ラケット
	バスケットボール	○	○	指定された場所からのシュート、1対1や2対2におけるオフェンス、ディフェンスなど	
	卓 球	○	○	基礎打ち、フットワーク、ゲームなど	
文 化 部	音 楽	○	○	自分の選んだ楽曲を暗譜し、無伴奏で歌唱	自分で選んだ楽曲の楽譜3部 (本人用1部、提出用2部)
	吹 奏 楽	○	○	専門とする楽器を用いて、音階の演奏と自分の選んだ楽曲の演奏を無伴奏で実施	楽譜3部、専門とする楽器 (譜面台は不要)

学力検査

① 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和4年3月3日(木)

- ・受 付 午前8時から8時30分までに本校西昇降口で受付をすませること
- ・学力検査 午前9時～午後3時10分

イ 日 程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会
-----	---	-----	---	-------------	----	-----	---	-----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

ウ 会 場 福島県立安達高等学校

エ その他

- ・受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)を持参すること。
- ・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 一般選抜

調査書

「各教科の学習の記録」は、195点満点とし、「特別活動の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

一般面接

実施しない。

学力検査

① 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和4年3月3日(木)

- ・受 付 午前8時から8時30分までに本校西昇降口で受付をすませること
- ・学力検査 午前9時～午後3時10分

イ 日 程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会
-----	---	-----	---	-------------	----	-----	---	-----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

ウ 会 場 福島県立安達高等学校

エ その他

- ・受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)を持参すること。

・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 特色検査、特色面接の日時及び会場

(1) 特色検査・特色面接

ア 日 時 令和4年3月4日(金)

・受 付 午前8時から8時30分までに本校西昇降口で受付をすませること

・実 技 午前9時～

なお、実技終了後、特色面接を実施する。

イ 会 場 福島県立安達高等学校

ウ 持参物 受験票・筆記用具・上ばき・実技に必要なもの・昼食

16 合格者発表

- (1) 令和4年3月14日(月)正午以降に本校において発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」(新型コロナウイルス感染症を除く。)を指すものとする。

- (1) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 学力検査の日時 令和4年3月9日(水) 午前9時～午後2時45分

イ 学力検査の日程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

ウ 学力検査以外の検査等の日時 令和4年3月9日(水)の追検査(学力検査)終了後

9:00	14:45	
学力検査の追検査	休	特色面接 および 特色検査

エ 会 場 福島県立安達高等学校

オ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

カ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

- (2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患等追検査等受験願(所定の様式)に医師の診断書を添付し、3月7日(月)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学

(出身) 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願(所定の様式)の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、3月7日(月)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合も在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(所定の様式)を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

3月3日(木)の学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

18 その他

(1) 前期選抜、追検査等を、新型コロナ感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、新型コロナ感染症対応選抜第1日程に出願することができる。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(所定の様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。